

和歌山信愛短期大学公的研究費等補助金取扱いに関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、和歌山信愛短期大学（以下「本学」という。）における専任教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）に関し、手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において公的研究費等とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に規程する公的研究費補助金以外の公的研究費等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員で、第1項及び前項に掲げる研究費補助金を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

4 この規程において、「経理規程」とは、「学校法人和歌山信愛女学院経理規程」を、「旅費規程」とは、「和歌山信愛女学院旅費規定」をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次の役割を担う。

（1）不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

（2）統括管理責任者および研究倫理・コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究経費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

（3）不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たって、重要事項を審議する理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。

（4）様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理について最高管理責任者を補佐する。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(研究倫理・コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、研究倫理・コンプライアンス推進責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 研究倫理・コンプライアンス推進責任者は、研究者の研究倫理の向上と公的研究費等の

運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

3 研究倫理・コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者(学長)の指示の下、次の役割を担う。

(1) 本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、研究倫理教育およびコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 本学において、定期的に啓発活動を実施する。

(4) 本学の教職員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理・コンプライアンス推進委員会)

第7条 統括管理責任者(学長)は、研究不正防止計画の推進部署として研究倫理・コンプライアンス推進委員会を設置し、本学における研究不正防止に努める。

2 研究倫理・コンプライアンス推進委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(内部監査室)

第8条 最高管理責任者(理事長)は、公的研究費等のモニタリングおよび監査を行うために、学校法人和歌山信愛女学院内に内部監査室を置く。

2 内部監査室に関し必要な事項については、別に定める。

(監事)

第9条 最高管理責任者(理事長)は、公的研究費の適正な運営・管理を図るため、監事を委嘱する。

2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、本学全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

3 監事は、特に、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

(不正防止のための管理体制)

第10条 本学に、不正防止のための研究用物品の発注・納品検収体制を別に定める。

(研究者)

第11条 研究者は、高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、管理責任者の指導等に従い、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(事務職員)

第12条 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

(公募の申請)

第13条 公募要領により公的研究費等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は学長に遅滞なく届出るものとする。

(公的研究費等の経理事務の委任)

第14条 研究代表者等は、公的研究費等の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その経理に関する事務を、事務長に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、事務長は該部署にその旨通知し、次条に規定

する事務を処理させるものとする。

（経理事務の準拠）

第15条 公的研究費等に係る契約事務、旅費事務、物品購入事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費等を管轄する官庁の定める取扱い規程等に従う。当該公的研究費等を管轄する官庁より本学規程によるとの指示がある場合は、本学の経理規程及び出張規程等の定めによるものとする。

（公的研究費等の預託）

第16条 公的研究費等の受入れ口座は、交付者が指定する名義の口座とする。

（間接経費の本学への譲渡）

第17条 研究代表者等は、間接経費が交付された場合には、原則として本学に譲渡するものとする。

2 間接経費の経理事務は、公的研究費等の取扱いに準ずる。

3 間接経費が定められていない公的研究費等については、受託金額の2割を上限とする。

（取得した設備等の寄附手続き等）

第18条 理事長は、公的研究費等により取得した設備・備品（以下、設備等という。）の寄附受け入れに関する権限をもつものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、経理規程により寄附するものとする。

（設備等の管理の委任等）

第19条 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理を学長に委任することができる。

3 第1項に規定する研究代表者等は、設備等の管理を委任したときは、使用責任者として責務を果たすものとする。

（事故等の報告）

第20条 第19条1項に規定する研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちにその旨を学長に報告しなければならない。

（定めのない事項の取扱い等）

第21条 この規程に定めのない事項については、学長が決定する。

（規程の改廃）

第22条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和5年3月1日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

和歌山信愛短期大学
学長 様

研究公募等に関する届出

和歌山信愛短期大学公的研究費等補助金取扱いに関する規程第9条に基づき研究公募等に関する届出を提出いたします。

1. 研究代表者

2. 研究内容

3. 研究時期

4. 公募先（外部資金提供先）

5. その他説明事項

学 長